



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係るお知らせ

平成27年3月10日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第49条に基づきJFE扇島火力発電所更新計画に係る法対象条例環境影響評価方法書の写しの縦覧を次のとおり行います。

法対象事業の基本的事項	法対象事業者	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 JFEスチール株式会社 代表取締役社長 林田 英治
	法対象事業の名称	JFE扇島火力発電所更新計画
	法対象事業の種類	既設汽力を廃止し、ガスタービン及び汽力（ガスタービンコンバインドサイクル発電）を新設
	法対象事業を実施する区域	川崎市川崎区扇島1番地1 JFEスチール株式会社東日本製鉄所（京浜地区）の敷地内 対象事業実施区域：約690,000㎡
	法対象事業の目的	扇島火力発電所1号機の老朽化対策としての新1号機への更新
	法対象事業の内容	扇島火力発電所新1号機 原動力の種類：ガスタービン及び汽力 出力：25万kW級
	法対象事業の施行期間	着手予定：平成28年10月 完了予定：平成31年10月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成27年3月10日（火）から 平成27年4月23日（木）まで 土曜日、日曜日及び祝日は除く。ただし、幸区役所では、第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。 時間：川崎市：午前8時30分から午後5時まで 神奈川県川崎県民センター：午前8時30分から午後5時15分まで（水曜日は午前8時30分から午後6時30分まで） 上記期間中、本市ホームページにて標記方法書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所	川崎市：川崎区役所、川崎区役所大師支所、川崎区役所田島支所、幸区役所、幸区役所日吉出張所、中原区役所及び本庁（環境局環境評価室） 神奈川県川崎県民センター
	意見書の提出	・縦覧の法対象条例方法書について、環境保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は、個人情報を伏せてその写しを法対象事業者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成27年4月23日（木） （郵送の場合は、平成27年4月23日消印有効） 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、法対象事業の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156